

(第 12 章) 職員給与規程

第 1 条 目的

この規程は、有給職員の給与に関して定める。

第 2 条 総則

有給職員の給与は（別表 1）のとおりとする。有給職員の号数については理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

第 3 条 給与について

臨時雇用賃金については最低賃金を考慮し、決定する

平成 23 年 4 月 1 日の時点においては時給 8 0 0 円を基本とし、源泉徴収税額を削除し、支給する。

第32条 補則

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。この規定の改廃は理事会の承認を得るものとする。

別表 1

号数	月額	号数	月額	号数	月額	号数	月額
1	80,000 円	5	120,000 円	9	160,000 円	13	200,000 円
2	90,000 円	6	130,000 円	10	170,000 円	14	210,000 円
3	100,000 円	7	140,000 円	11	180,000 円	15	220,000 円
4	110,000 円	8	150,000 円	12	190,000 円	16	230,000 円

(付則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する
2. 別表 1